

犬の登録と 狂犬病予防注射

問い合わせ 環境整備課 ☎5224

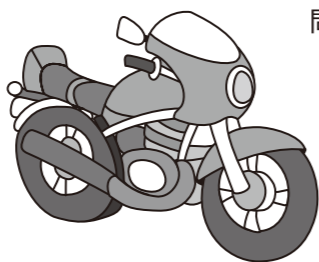
狂犬病予防法により、生後91日以上経過したすべての犬の飼い主は、生涯1回の「狂犬病予防注射」が義務づけられています。まだ犬の登録をしていない方は、登録の手続きを環境整備課、または保健介護課で行って下さい。鑑札を交付します。(登録手数料3,000円)

まだ飼い犬に狂犬病予防注射を行っていない方は、市指定獣医師のいる動物病院などで受けてください。
※ 注射料などは動物病院で別途必要です。

動物病院	所在地
大竹動物病院	大竹市油見3-16-9
みどり動物病院	大竹市北栄4-16
のぞか動物病院	廿日市市宮島口西2-3-29
メリー動物病院	廿日市市大野土井995-4
エナミ動物病院	廿日市市宮内978-5
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067-2
松村動物病院	廿日市市宮内4317-5
廿日市動物病院	廿日市市串戸3-2-30
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4-24
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7-16

使用済二輪車 リサイクルシステム

問い合わせ 環境整備課 ☎5101



市は、使用済みになった二輪車(原動機付自転車・自動二輪車)を粗大ごみとして収集していません。二輪車製造会社および輸入事業者16社(以下「参加事業者」という)が、平成16年10月1日から開始した「二輪車リサイクルシステム」により、排出者が処分します。このシステムの概要は図のとおりです。循環型社会形成に向け、参加事業者が国内で販売した二輪車が使用済になったとき、引取りから処理・再資源化まで適正に処理するものです。

この費用として、販売時にリサイ

動物と暮らす

問い合わせ
県動物愛護センター
☎08486511
環境整備課
☎5224



近年、ペットは心豊かな生活に欠かせない存在となつています。しかし、残念なことにマナーの良くない飼い主により、地域で問題となつていることも少なくありません。

人と動物のよりよい関係を築くためにも、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

犬や猫を飼っている皆さんへ

県動物愛護センターには「鳴き声がうるさい」、「玄関先や庭にフンが散らされた」など、たくさんの方が寄せられています。これらの苦情のほとんどは、飼い主が気をつけられれば改善できるものです。

近隣の方々に迷惑をかけないように、気配りと正しいしつけをして、責任をもって飼うために、次のことに心がけてください。

○犬の放し飼いは、人に恐怖感を与えます。また犬が迷子になったり、交通事故に遭ったりすることもあるので、必ずつないで飼いましゅう。

○犬の鳴き声は近隣の方々へ迷惑をかけることがあります。訪問者や車の往来が見えない位置へ犬舎を移動したり、無駄吠えをさせないしつけを行いましょう。

な猫をさらに増やし、フン害とゴミ荒らしを地域に生み出す場合があります。猫は生後6カ月位で最初の発情がきます。若い健康な猫は1年に2〜3回出産しますので、1年で最大80頭近く増える可能性があります。平成22年度、県動物愛護センターで処分された猫は、3,156頭でした。

○散歩は排泄のためではありません。自宅や排泄を済ませてから出かける習慣をつけましょう。散歩中にフンをした場合は、飼い主が責任をもって回収しましょう。

エサを与えるだけの、不幸な命をもうこれ以上増やさないでください。エサを与えるのなら自分の飼い猫として、その猫の安全と健康を護ってあげてください。

○猫は、決まった場所でフンをする習性があります。自宅に猫専用トイレを作り、そこで排泄するしつけをしましょう。

飼い犬・飼い猫の引き取り
動物を捨てることは犯罪です。愛情と責任をもって最後まで飼いましゅう。事情によりどうしても犬や猫が飼えなくなったら、まずは、新たに飼ってもらえる方を捜してください。どうしても見つからない場合のみ、次の場所へ犬、猫の引き取りを行っています。

○猫は上下に動ける空間とトイレや爪とぎができる場所をつくれれば、室内でもストレスをためることもなく飼うことができます。交通事故や病気感染の心配もないことから、室内飼いを勧めます。

とき 第1・第3火曜日(祝日を除く) 9時〜9時30分
ところ 市役所
引き取り手数料
○生後91日未満 1頭につき400円
○1頭につき2,000円
必要なもの 印鑑、手数料

○飼い猫のしるしとして首輪をつけ、迷子になつても飼い主がわかるように名札をつけましょう。

○放浪猫にエサを与えている人へ
無責任な「エサやり」は、不用意に放浪猫を集め、飼い主のいない不幸

クル料金を支払った二輪車には、リサイクルマークを貼付し、制度以前の二輪車を処分するときには、所有者がリサイクル料金を負担することになっていました。平成23年10月からは、参加事業者が国内で販売した車両は、リサイクルマークの有無に関わらず廃棄時無料引取り(ただし、廃棄二輪車取扱店へ持込みの場合、別途、指定引取場所までの運搬料金が必要)となります。

なお、不明な点などがある場合は、二輪車リサイクルコールセンター(☎0335988075)に問い合わせるか、公益財団法人自動車リサイクル促進センターのホームページ(<http://www.jaic.or.jp/motorcycle/>)を参照してください。

指定引取場所

○岡山県貨物運送(株)大竹営業所
小方1丁目4-18
☎4801

廃棄二輪車取扱店

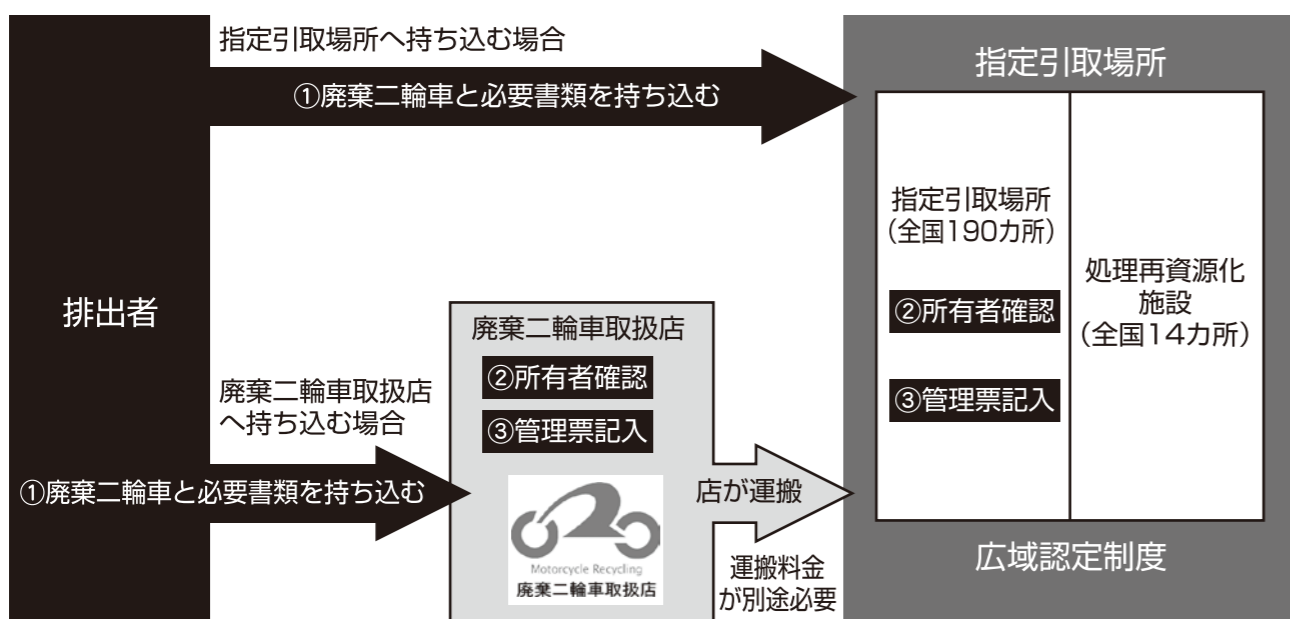
○(有)ホンダウイング大竹
油見3丁目17-13
☎5608

小田輪業

本町2丁目16-4
☎3481

○オートクラフト ハラダ
黒川2丁目8-21
☎7777

二輪車リサイクルシステム(廃棄時無料引取り)のフロー



○「排出者」とは、廃棄を希望する二輪車の所有者または、所有者より廃棄および処理再資源化に関する一切の権限を付与された者。
○「廃棄二輪車」とは、所有者が廃棄を決め、廃車手続きが完了した二輪車。
○「必要書類」とは、廃車手続きが完了していることを証明する書類および排出者の身分証明書。